

博士学位請求論文要旨

申請者： 大月康弘

題 目： 『帝国と慈善 ビザンツ』

1. 課題

本論文は、ビザンツ帝国の経済構造、および一連のシステムを支えたと見られる理想的背景に関する考察である。それを、帝国の徴税制度と帝国経済の支柱であった農村経済の構造分析として構想し、とりわけ帝国権力の基軸として多くの史料的痕跡を残した国家＝教会関係に注目することで作業の遂行を目指した。

ビザンツは、史上初の<キリスト教帝国>である。この国家は、帝国権力の可視的制度化としての行財政機構を備え、普遍的価値理念としてのキリスト教信仰を帝国統合原理の基軸に据えた<世界帝国>だった。一元論的世界観に基づくその国家運営は、周辺諸民族をも含むおよそ人間世界のすべてを<帝国>領域と見なし、帝都コンスタンティノーブルを理想的・政治的・経済的中心として、民族や社会階層にこだわらない「開かれた社会」を創り出していた。皇帝は、地上における「神の代理人」Vicarius Dei としてあらゆる事項を統御する役割を担い、天上界の天使の階層秩序に倣って設定された行財政機構を通じ帝国民からの経済的収奪を行う一方で、種々のチャンネルを通じて再分配の機能を担保し、遂行していた。

本論文は、ビザンツ国家において原初的に定位されたこのキリスト教帝国の個性を、種々の民族性を超える普遍的キリスト教ローマ理念、またそれを前提として帝権 Imperium が果たした財の収奪・還元機能の統合様式のなかに見出し、帝国統合を現実に担った具体的装置の制度分析を試みようとした。すなわち、キリスト教的<救済の摂理>を動機とする<慈善>をキーワードとし、教会、修道院、各種慈善機関の活動と、それら施設の存立を可能にした市民の寄進、および皇帝の財政的配慮の観点から分析を行うことを課題とした。<慈善>をめぐるこの国家制度は、土地や財貨の移転に関わる帝国財政の基幹的制度であった。また、財産基盤の形成が広く市民の寄進行為に依存していたことから、それは市民の行動規範をめぐる帝国法レベルでの規制体系を生んだ。本論文では、一連の史料分析を通じて、同帝国での土地と財貨をめぐる制度規範の一端を明らかにし、また、人々の具体的行動の観察を通して、この帝国社会の凝集原理が、民族や、宗教・宗派といった近代的でナショナルな要素とは異質であったことを浮き彫りにしようとした。

2. 構成

本論文は、三部構成のもとに全九章より成る。目次概略は以下の通りである。

序論 「帝国」の原像へ ビザンツ国家の射程

第一部 帝国教会の財産形成

第一章 キリスト教帝国と教会 教会の税制特権形成

第二章 教会寄進と国家権力 五・六世紀の法制化

第二部 寄進・慈善・国家権力

第三章 マリアの遺言と帝国役人 貴族の遺言執行と国家機構

第四章 アッタレイアテスの家産政策 慈善施設設立の理念と打算

第五章 ヨハネス二世と帝国病院 皇帝寄進とコンスタンティノーブルの福祉

第六章 ビザンツ国家と慈善施設 皇帝・教会・市民をめぐる救貧制度

第三部 神の資産と皇帝の配慮

第七章 財政問題のなかの修道院 皇帝たちの苦悩と配慮

第八章 教会施設の俗人管理問題 カリステイキアの展開と濫用

第九章 修道院所領と帝国租税システム 神の恩寵・皇帝の管理

結語

3. 梗概

本論文は、中世世界(地中海世界およびキリスト教世界)に君臨したビザンツ帝国を、その国家構造に関わる側面から考察した一試論である。同帝国は、ヨーロッパ世界で広く受け入れられることになる2つの普遍的価値、<ローマ支配理念>と<キリスト教信仰>を支配の基軸とする史上初の<キリスト教帝国>として誕生した。ローマ理念とキリスト教の思想に基づいて形成された同帝国の諸制度は、その後、西欧ばかりでなく、スラヴ、またイスラーム世界にとっても一つの規範となり、これら諸社会を経由して現代にまで基本的な影響を及ぼしている。本論文は、同帝国が世界史上で占める位相を念頭に置きながら、ビザンツ国家の帝国性を、その主柱としての国家=教会関係に注目して、関連諸史料の観察を通じて考察した。

第一部では、ローマ帝国の国家権力と支配理念を体現したとされる行財政制度上での教会の地位について、形成史的に考察した。ローマ法(皇帝勅令群)は、『テオドシウス法典』(438年成立)、また『ユスティニアヌス法典』(529年完成)に集大成される。教会寄進関連法もまた、1つの法コロラリーとしてこれら法典に収録された。本章ではまず、これら二法典と、ユスティニアヌスによる『新法』(Novellae)を時系列に沿って分析することで、そこに現れる教会財産形成の進展の模様と、帝国政府の行財政的介入のあり方を系統的に整理した。

第一章は、テオドシウス法典に採録された皇帝勅令を中心に分析し、帝国再編過程におけるキリスト教会の財産基盤形成について検証した。同法典には、編纂時までに公布されたすべての皇帝勅令が採録されている。モムゼン版によって試みた関連勅令所言の時系列整理からは、キリスト教会が帝国財政制度のなかに緊密に位置付けられていった推移が如実に浮かび上がった。それまで迫害(接収)されていた教会財産は、313年のミラノ勅令により返還が命じられた。この時点から、380年の国教化、また392年の排

他の国教化に至るキリスト教の国家宗教への上昇は、ローマ帝国の支配秩序にとっての分水嶺となったことが明らかとなる。また、教会財産形成へのかかる国家権力の介入のモメントは、社会救済活動への公的配慮であったことが推察された。

第二章では、ユスティニアヌス法典を中心に、新法の系統的解読をも通じて、教会組織が帝国機構に組み込まれた際の位相分析を試みた。392年に国教化されたキリスト教会は、続く5・6世紀の経過の中で、帝国民の日常生活の中に深く入り込む。その組織的・物的基盤は、国家財政制度の整備と並行して整備・充実されていったが、本章での考察からは、教会組織/資産のこの拡大と稠密化が、国家制度の一部として、帝権により整備されていった過程が浮かび上がってきた。ビザンツ教会組織の財産基盤は、もっぱら俗人の自発的寄進に依存していた。実際、教父らの勸奨の結果、5・6世紀を通じて教会財産は飛躍的に増大したことが確認される。それは、<救い>に導かれた神と個人とのいわば契約関係を基礎として誕生した財の移転の新しい様式だった。寄進行為に対する皇帝政府の綿密かつ具体的な制度設計もまた、神の統括する世界の運営に責任を負う<帝国>としての役割自覚に立つものと推測された。

第一部での時系列分析から明らかになった知見は以下の通りである。(1)帝国行政機構は、国家財政上の重要な一項目として教会財産形成を位置付けた。(2)教会資産形成の最重要項目としての市民の寄進を促進し、手続きを法制化した。(3)宗教的特殊財を国家財政上の一環として制度化した理論的根拠は、社会救済事業としての慈善の教会組織への制度的委託だった。

第二部では、個別史料が豊富に残る10世紀以降に即して、個別事例分析を行い、当時の政治・社会状況を検証しながら、帝国権力と慈善との関係を制度論的に考察した。分析対象時代の移動は、もっぱら史料状況に規定されている。9世紀末より個々の施設事例の設立に関わる文書群が叢生したのである。なお、6世紀に整備された法制は、9世紀初頭に完成するパシリカ法典にギリシャ語訳され、その後の経済社会にも基本的に適用されていた。また、バリシカで捕捉できない社会現実に対しては、レオン6世期(在位886-912年)より新法が公布され、新時代に即して法制は補完されていた。第三章以降の考察では、これら一連の法史料と、施設設立文書、また歴史、年代記等の記述史料の解読を通じて、当時の帝国財政・徴税制度、および市民による寄進の帝国財務行政上での扱い、また寄進財による慈善施設の経営のあり方について考察した。

まず第三章では、有産市民女性がアトス山イヴィロン修道院に行った寄進事例を観察した。イヴィロン修道院は、ギリシャ北部ハルキディキ半島所在のアトス山の東麓にある施設である。9世紀以来「聖山」Hagos Orosの異名を取るアトス山を中心とする同半島は、現在でも行政上半独立の地位を保持しており、ギリシャばかりでなくロシア、セルビアなど正教世界の精神的中心地として重要な機能を果たしている。本章での考察の結果、有産市民の土地資産が、税制上の特権を得ながら文書行政上の手続きに則って粛然と行われていたことが浮き彫りにされた。また併せて、女性が夫の遺産相続人となり、財の所有主体および寄進主体になりえたことが確認された。

第四章では、法曹官僚として最高裁判事まで勤めたミカエル・アッタレイアテスの宗教施設設立・寄進行為を、彼自身の起草になる設立文書(1077年)の紹介を通じて考察

した。この事例観察により、ビザンツでの寄進行為が、宗教的動機ばかりでなく、家産保全に向けての現実的動機にもよっていたことが析出された。アッタレイアテスは、コンスタンティノーブルとライデストスに救貧院と修道院を設立し、家産の大半をこの施設に寄進して、両施設を同一財源で運営する法人とした。彼は、修道士に経営を委ねる一方で、一人息子をその管理者（施設長）とした。彼が2人の歴代皇帝より財政上の特権状を取得したことは、家産の一体性と永続性を求めていたことの証左だった。当代一流の法律官僚であった寄進者が、当時の制度的規範のなかでどう行動したかは、帝国制度のなかで市民が執った資産管理のあり方を考える上で示唆に富む。

貴族層による教会施設設立・経営行為は、11世紀以降のビザンツ社会に頻出する現象だった。彼らは、自らの資産の大部分をもってそれら宗教施設を設立し、「神」に「寄進」した。10世紀以降の「中後期ビザンツ」は、中央集権的皇帝支配の機構が漸次衰退し、「封建的分権化」と「教会・修道院財産の増大」が進展した時代、と評される。そして多くの場合、後者が前者（封建化論）を支える論拠として援用されてきた。国際学界で盛んに行われたこの「封建制論」は、1970年代に消沈するものの、議論の論理構成に抜本的修正が提起されることなく、多くの研究者の思考を規定し続けてきた。第四章での考察は、「教会・修道院財産の増大」現象が市民の積極的な意志に基づいていたこと、寄進行為が帝国財政の利益を損ねることはなく、むしろ財務行政の監督下で肅然と実行されていたこと、また、税制特権が帝国財政政策の一環として論じられるべきこと、を明らかにした。

さて、第五章では、皇帝による寄進行為事例について考察した。「ローマ皇帝」は、単に帝権にもとづき帝国財政を通じて市民の寄進に配慮したばかりでなく、自らも「市民の第一人者」として個々の寄進行為を行っていた。本章では、その典型事例として有名なヨハネス2世コムネノス（在位1118～1143年）による大規模病院事例を取り上げ、設立・寄進行為の制度論分析、および施設の運営実態について紹介した。コンスタンティノーブルに設立されたこのパントクラートル病院は、帝国各地の皇帝・皇后御料から財源を特定され、帝都の市民生活にとって重要な存在となっていた。創建者の起草になる『設立文書』Typikonには、同施設がコンスタンティノーブル市民の福祉に寄与した模様が如実に伝えられていた。

第六章は、第三章から第五章で考察した三事例と、第一部で考察した初期の体制をいわば通時的に見通し、慈善行為をめぐる市民、国家、教会・修道院間の関係性の変化について検討した。5～6世紀に見られた慈善施設は、公教会機構を通じて帝国政府の財政的責任のもとに置かれていた。市民の寄進行為も、当初予定通りに完遂しない場合、教区主教の責任において計画が実施されるものと規定されていた。ところが、9世紀末以降に頻出する史料（設立文書）によると、各施設とも、教会、帝国行政ともあらゆる公的権威／権力からの「自由・独立」を宣言する。施設地位をめぐるこの顕著な変化を直接説明する史料所言は見当たらないが、本章では、この構造転換のモメントを、ニケフォロス1世（在位802-811年）期に実施された土地税に関する課税システムの変更に求めた。9世紀に導入された定率税制（以前は管区ごとの定額税制）は、帝国内のすべての可耕地を土地原簿＝課税台帳Biblionに記録し、各土地片の担税額を地味に応じて算定するものだった。財政特権を主旨として9世紀末以降に叢生する修道院文書は、課

税システムのこの変更に対応して発生した、と考えられる。すなわち、土地をはじめとする生産手段は、いまや悉皆的に課税対象となり、個別に免税特権を取り付ける必要が招来された。生産手段の各保有者は、国家より公正証書を取得して、自らの特権を現場役人に誇示する必要があったのである。

第三部では、引き続き研究史上注目される 10～11 世紀に焦点を合わせ、帝国権力と教会・修道院所領との制度的・現実的關係を主要史料に即して分析した。研究史上重要な国家権力と土地制度、財政制度の問題を、本論文のメインテーマである国家＝教会關係論のなかに定位し直し、具体的な史料分析結果に依拠して、国民国家・国民經濟研究の諸概念に影響されてきた 20 世紀ビザンツ学の研究史批判も試みた。

まず、第七章では、いわゆる『マケドニア朝新法』（10 世紀）の分析を中心として、10 世紀後半から 11 世紀における諸皇帝の土地政策、教会政策を再考した。同史料群については、当該期の經濟構造論の観点から 20 世紀を通じて比較的厚い研究史がある。大土地所有の展開を中世的國家構造の証左としたマルクス主義の立場に立つゲオルグ・オストロゴルスキー等と、國家統制の側面を強調したポール・ルメル、また財政機構分析を禁欲的に推進したフランツ・デルガーらの所説を整理し、一連の施策が、帝國財政政策と、本書で追究する慈善政策との両立に苦惱する歴代皇帝の揺れ動きと政策上の苦勞を伝えていることを明らかにした。

第八章では、ビザンツ固有の現象として注目されるカリステキア（教会施設管理の俗人委讓問題）について分析した。カリステキアとは、一定期間（原則一世代、場合によっては三世代まで）にわたり、教会施設とそれに付屬する財産の管理・運営を、教会外の人物に委託する慣習的行為である。還俗不可な宗教的特殊財を世俗の人間に經營させるこのシステムは、「荒廢した施設」の再建のために創案された。しかし、直ちに「富裕な施設」もまた贈与の対象とされるようになった。本章では、アンティオキア総主教ヨハネス 5 世による『カリステキア駁論』（1094 年）および関連新法の系統的分析を通して、帝國、教会権力によるこの施設委託が、すぐれて經濟政策的意図に基づいていたとの結論を得た。

第九章では、第三章でも取り上げたアトス山イヴィロン修道院文書の分析を通じて、帝國税制における修道院所領の位相を検証した。錯綜した史料所言の關係性を整理することで、検証した文書が、帝國財務行政上の必要に応じて發給された行政文書であることが明らかとなった。そして、土地所有者としてのイヴィロン修道院が、所領の近隣地との關係のなかで徵税役人の指示に服していたこと、修道院が施設所有不動産と農民に対する權利を帝國財務行政（テッサロニキ管区）の中で保全しようと努力していたこと、が析出された。一連の考察を通じて、帝國（皇帝）が、徵税実務一般の遂行のなかで、「神の資産」となった修道院の所領と、農村における生産力確保に対し全般的配慮を示したことが浮き彫りされた。

巻末の結語では、以上全体の史料分析を踏まえて、ビザンツ國家が有した帝國性について改めて考察した。帝國権力とキリスト教的慈善を基軸とした同世界の一元的世界の特質に展望を示すとともに、今日論じられる「帝國」ないし「新自由主義」と、ビザンツでの現象の類似性、歴史連關性を改めて指摘した。

4．結語

キリスト教ローマ帝国の理念は、旧約聖書、とりわけダニエル書第7書等に見られる終末論 eschatology に基礎付けられた世界帝国理念に基礎を置いている。

この世界帝国理念は、3世紀にアレクサンドリアのオリゲネスによって提唱され、4世紀にその二代目の弟子であるカイサリアのエウセビオスによってまとめ上げられた帝国イデオロギーだった。それによれば、ローマ帝国が、初代皇帝となるアウグストゥスのとき、神の救済計画のために遣わされたキリストと出会い、神意により、^{オイクメネー}世界を、キリストの再臨のときまでまとめ上げておく役割を担うという。歴史の偶然に過ぎないローマ帝国が、神による壮大な世界救済計画の必然的担い手とされた。歴史の宿命を説くこのエスカトロジーにもとづく政治神学は、ローマ帝国の長としての皇帝の地位をも必然的存在として規定した、と言ってよい。

人類史上の〈最後の帝国〉であるキリスト教化されたローマ帝国では、キリストの代理人としての皇帝は、天上における唯一の存在〈全能の神〉^{パントクラトール}になぞらえられた地上唯一の〈全能の皇帝〉^{アウトクラトール}として、地上世界のいっさいの事柄を取り仕切る。そこには、世俗の事柄ばかりでなく、精神世界の規定もが含まれた。そして、このキリスト教的モチーフに飾られたローマ世界の法秩序のもと、およそ人々は、天上界の天使の階層秩序に範をとる帝国役人の統治に守られながら、帝国の法・政治秩序が保障する〈平和〉と〈文化〉^{エトネー}を享受する、とされる。帝国秩序の外にある民族は〈野蛮〉であるが、彼らもまた、神の救済計画のなかで、皇帝に与えられた使命によってやがて文明世界の一員として包摂されるべく運命付けられている。したがって、彼らもまた世界帝国を統括する皇帝のもとにたつ臣民にほかならない。皇帝は、その支配権^{インペリウム}にもとづき、世界を全体として包括すべき政治的使命と、キリスト教の信仰によって精神的に文明化する宗教的使命をもって、彼らに不断に働きかけるだろう。

この〈キリスト教帝国〉理念が現実に制度化された形象が、ビザンツにほかならなかった。〈世界〉を統御する皇帝のもと、人は、自らの〈救済〉を動機として寄進を行った。それは、皇帝自身による大規模病院の設立から、地方社会における小修道院までが含まれる。施設に付随せられた資産、それを基盤とする経済収入が帝国社会の経済社会機能に占める比重は小さくなかったと推定される。本書では、市場原理に基軸を置かない経済社会システムの一事例として、国家＝教会関係の制度分析を含めたその構造分析を試みた。ビザンツで形成された諸制度は、後のキリスト教、イスラーム両世界にとっても規範になったとされる。本論文での考察もまた、より広い文脈で行われる比較研究のための一素材となれば幸いである。